

代表者・所在地等の変更に関する規程

(商号の変更)

第1条 個人から法人に組織を変更する場合は、変更届書（様式第4号）を所属支部に提出し、代表者が同一性と判断されるときは、支部役員会の承認後、支部長の進達により理事会の承認を得なければならない。

(代表者等の変更)

第2条 会員が法人の場合は、株主の過半数の変更等、実質的経営権を有する者に変更があった場合には、ただちに、所属支部に決算書等を添えて変更届書（様式第4号）を提出し、支部役員会の承認後、支部長の進達により理事会の承認を得なければならない。

2 法人の代表者を変更する場合は、所属支部に、新代表者が旧代表者の親族、または、同社の役員として5年以上在任していることを証する書類を添えて変更届書（様式第4号）を提出し、支部役員会の承認後、支部長の進達により理事会の承認を得なければならない。

上記以外であっても、代表者の変更が明らかに正当性があると認められる場合は、上記と同様に取り扱うものとする。

(企業合併)

第3条 それぞれが会員である2以上の企業が合併した場合は、合併を証する書類を所属支部に提出し、支部役員会の承認後、支部長の進達により理事会の承認を得なければならない。

2 会員と非会員である2以上の企業が合併した場合は、会員資格を喪失するものとする。

上記の企業が会員になろうとする場合は、新規入会の手続きを行うものとする。但し、この場合は、理事会で入会金を減免することができるものとする。

(企業買収)

第4条 会員又は会員の代表者が会員である企業を買収した場合は、支部役員会の承認後、支部長の進達により理事会の承認を得なければならない。

上記において、それぞれの企業が存続する場合、被買収の企業は会員資格を喪失するものとする。

被買収の企業が会員になろうとする場合は、新規入会の手続き

を行うものとする。但し、この場合は、理事会で入会金を減免することができるものとする。

- 2 会員又は会員の代表者が非会員である企業を買収した場合は、支部役員会の承認後、支部長の進達により理事会の承認を得なければならない。

上記において、それぞれの企業が存続し、非会員であった企業が会員になろうとする場合は、新規入会の手続きを行うものとする。

- 3 非会員が会員である企業を買収した場合は、会員であった企業が存続しても会員資格を喪失するものとする。

会員資格を喪失した企業が会員になろうとする場合は、新規入会の手続きを行うものとする。

(所在地の変更)

第5条 会員が本社（本店）所在地を変更する場合は、所属支部に変更届書（様式第5号）を提出し、支部役員会の承認後、支部長の進達により理事会の承認を得なければならない。

- 2 変更する所在地が所属支部の管轄外である場合は、事前に移転先の所在地を管轄する支部の承認を得るものとし、承認後は所属支部に変更届書（様式第5号）を提出し、支部役員会の承認後、支部長の進達により理事会の承認を得なければならない。

理事会の承認後は、変更後の所在地を管轄する支部に所属するものとする。

- 3 2項において、変更する所在地を管轄する支部の承認を得られない場合は、承認を得るまでの間、従前の支部に所属するものとし、支部活動に協力しなければならない。

(支社・営業所)

第6条 会員が所属支部の管轄する地域外に支社（支店）・営業所等を設置し、その地を管轄する支部にも併せて所属しようとする場合は、当該支部の承認を得なければならない。

- 2 会員が所属支部の管轄地外に本社（本店）を移転し、所属支部を変更した場合において、従前に所属していた支部の管轄する地に支社（支店）・営業所等を設けて支部活動に継続して従事しようとする場合は、当該支部の承認を得なければならない。